



(2) 住宅耐震改修特別控除

○対象となる人

平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、自己の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り。）の住宅耐震改修を行った場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

(3) 住宅特定改修特別税額控除

○対象となる人

以下の場合、その年分の所得税について税額控除が受けられます。

- ・平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、特定個人※が、自己が所有している居住用家屋について一定の高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）をして居住の用に供した場合
- ・平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、個人が、自己が所有している居住用家屋について一定の一般断熱改修工事等（一般省エネ改修工事）をして居住の用に供した場合
- ・平成 28 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、個人が、自己が所有している居住用家屋について多世帯同居改修工事をして居住の用に供した場合
- ・平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに、個人が、自己が所有している居住用家屋について耐久性向上改修工事（住宅耐震改修や一般断熱改修工事等とあわせて行うものに限り。）をして居住の用に供した場合

※特定個人：(a)～(d)のいずれかに当てはまる人

(a) 50 歳以上の人 (b) 介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受けている人

(c) 所得税法上の障害者である人

(d) 65 歳以上の親族又は(b)もしくは(c)に当てはまる親族と同居している人

○控除を受けるための手続き

必要書類を添付し、所得税の確定申告をしてください。

○その他

- ①この控除を受けるには「工事費が 50 万円を超えること」など一定の要件があります。
- ②合計所得金額が 2,000 万円(令和 5 年 12 月 31 日以前に居住の用に供した場合は 3,000 万円)を超える年分は、この控除を受けられません。
- ③前年以前 3 年分の所得税においてこの控除を適用した場合、原則としてこの控除は受けられません。
- ④「住宅借入金等特別控除」を受ける場合、この控除は受けられません。